2018濃運発第2号2019年2月1日

原子力規制委員会 原子力規制庁 緊急事案対策室長 殿

> 日本原燃株式会社 濃縮事業部 ウラン濃縮工場 濃縮運転部長 野 里 紳士

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」の内容の一部読み替えについて

2018年4月2日付、2018濃濃発第2号にて届け出ました弊社「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」につきましては、職制の改正による役職名の変更に伴い、添付資料のとおり読み替えいたしますのでご連絡いたします。

添付資料

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」読み替え表

以上

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部	原子力事業者防災業務計画」 読み替え表 (1/4)	你的具件
現行	読み替え後	理 由
第2章 原子力災害予防対策	第2章 原子力災害予防対策	
(略)	(略)	
第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備	第2節 防災活動に使用する施設及び設備の整備	
1. 緊急時対策所 (1)原子力防災管理者は、別図11に示す場所に緊急時対策所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 なお、緊急時対策所が使用できない場合に備え、代替指揮所としてテント等を整備する。 (2)原子力防災管理者は、別表6に定める施設が維持されていることを確認する。 (3)原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所に供給可能なように整備・点検する。 (4)原子力防災管理者は、別表7に定める原子力防災資機材及び別表8に定めるその他防災資機材について整備・点検する。	1. 緊急時対策所 (1) 原子力防災管理者は、別図 11 に示す場所に緊急時対策所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 なお、緊急時対策所が使用できない場合に備え、代替指揮所としてテント等を整備する。 (2) 原子力防災管理者は、別表 6 に定める施設が維持されていることを確認する。 (3) 原子力防災管理者は、非常用電源を緊急時対策所に供給可能なように整備・点検する。 (4) 原子力防災管理者は、別表 7 に定める原子力防災資機材及び別表 8 に定めるその他防災資機材について整備・点検する。	
2.全社対策本部室 (1)安全・品質本部安全推進部長は、全社対策本部室及び代替場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 (2)安全・品質本部安全推進部長は、別表6に定める施設が維持されていることを確認する。 (3)青森総合本部長は、全社対策本部青森班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。 (4)東京支社長は、全社対策本部東京班の活動拠点として対策本部室の場所を定め、常に使用可能な状態に整備する。	な状態に整備する。	
3. 原子力事業所災害対策支援拠点 (1) 安全・品質本部安全推進部長は、別図12に示す場所に原子力事業所災害対策支援拠点を定め、常に使用可能な状態に整備する。 (2) 安全・品質本部安全推進部長は、別表6に定める施設が維持されていることを確認する。 (3) 安全・品質本部安全推進部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。	 3. 原子力事業所災害対策支援拠点 (1)安全・品質本部安全推進部長は、別図12に示す場所に原子力事業所災害対策支援拠点を定め、常に使用可能な状態に整備する。 (2)安全・品質本部安全推進部長は、別表6に定める施設が維持されていることを確認する。 (3)安全・品質本部安全推進部長は、非常用電源を原子力事業所災害対策支援拠点に供給できるように整備・点検する。 	
4. 退去必要者の集合場所 濃縮運転部長は、緊急時態勢発令時における来訪者及び防災活動に従事しない者であって、事故が発生した施設(事故の状況によっては、事故が発生した施設以外の施設も含む。)外へ退去させる必要があると判断される者(以下「退去必要者」という。)の集合場所を別図10のとおり定め、立て看板等により明示する。集合場所を変更したときは、関係者に周知する。	生した施設(事故の状況によっては、事故が発生した施設以外の施設も含む。)外へ退去させる必要が	
5. 除染施設、応急処置施設 <u>安全管理部長</u> 及び経営本部人事部長は、別図 11 に示す除染施設及び応急処置施設を常に使用可能な 状態に整備する。	5. 除染施設、応急処置施設 <u>放射線管理部長</u> 及び経営本部人事部長は、別図 11 に示す除染施設及び応急処置施設を常に使用可能 な状態に整備する。	職制の改正による役 職名の変更に伴う読 み替え
6. 気象観測設備 (1) <u>安全管理部長</u> は、別図 11 に示す気象観測設備に関して、定期的に点検を行い、常に使用可能な 状態に整備する。また不具合を認めた場合は速やかに修理する。 (2) <u>安全管理部長</u> は、気象観測設備により観測したデータを1年間保存する。		
7. 放送装置 地域・業務本部総務部長は、事業所の構内放送装置を常に使用可能な状態に整備し、不具合を認めた 場合は速やかに修理する。	7. 放送装置 地域・業務本部総務部長は、事業所の構内放送装置を常に使用可能な状態に整備し、不具合を認めた 場合は速やかに修理する。	

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 原子力事業者防災業務計画」 読み替え表 (2/4)		
「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部 現行	原子力事業者防災業務計画」 読み替え表 (2/4) 読み替え後	理由
第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備	第3節 放射線測定設備その他必要な資機材の整備	72. [4]
1. モニタリングポスト (1) 安全管理部長は、別図 13 に示す敷地境界付近のガンマ線の線量当量率を測定するモニタリングポスト (3式) に関して原災法第 10 条第 1 項に基づく通報を行うため、次の措置を講じる。 a. モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適切な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。 b. モニタリングポストを設置している周辺環境の変化により、放射線量の適切な検出に支障を生ずるおそれのある状態となっていないことを確認する。 c. 毎年 1 回以上定期にモニタリングポストの較正を行う。また、適切な警報の設定を行う。d. モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合は速やかに修理するか、又は代替手段を講じる。 e. モニタリングポストにより測定した放射線量を記録計により記録し1年間保存する。また、その記録に基づいた放射線量を紙面又は画面に表示し公衆の閲覧に供する方法により公開する。 (2) 社長は、モニタリングポストを設置したとき又は変更したときは、7日以内に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に様式4に定める届出書により届け出る。 (3) 社長は、モニタリングポストを設置したときは、原子力規制委員会が行う検査を受けるため、(2) の届出と併せて、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。 a. 名称及び住所並びに代表者の氏名 b. 事業所の名称及び所在地 c. 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要	1. モニタリングポスト (1) 放射線管理部長は、別図 13 に示す敷地境界付近のガンマ線の線量当量率を測定するモニタリングポスト (3式) に関して原災法第 10 条第 1 項に基づく通報を行うため、次の措置を講じる。 a. モニタリングポストの検出部、表示及び記録装置その他の主たる構成要素の外観において、放射線量の適切な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。 b. モニタリングポストを設置している周辺環境の変化により、放射線量の適切な検出に支障を生ずるおそれのある状態となっていないことを確認する。 c. 毎年 1 回以上定期にモニタリングポストの較正を行う。また、適切な警報の設定を行う。 d. モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合は速やかに修理するか、又は代替手段を講じる。 e. モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合は速やかに修理するか、又は代替手段を講じる。 e. モニタリングポストを設置した放射線量を記録計により記録し1年間保存する。また、その記録に基づいた放射線量を紙面又は画面に表示し公衆の閲覧に供する方法により公開する。 (2) 社長は、モニタリングポストを設置したとき又は変更したときは、7日以内に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に様式4に定める届出書により届け出る。 (3) 社長は、モニタリングポストを設置したときは、原子力規制委員会が行う検査を受けるため、(2)の届出と併せて、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出する。 a. 名称及び住所並びに代表者の氏名 b. 事業所の名称及び所在地 c. 検査を受けようとする放射線測定設備の数及びその概要	職制の改正による役職名の変更に伴う読み替え
2. 原子力防災資機材等 (1) 原子力防災資機材 a. 地域・業務本部総務部長、経営本部人事部長、 <u>濃縮運転部長</u> 、安全管理部長及び安全・品質本部安全推進部長は、別表7に示す原子力防災資機材に関して次の措置を講じる。 (a) 必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先又は連絡先の番号に変更があった場合、これを更新し常に使用可能な状態にする。 (b) 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。 b. 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式5に定める届出書により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、青森県知事及び六ヶ所村長に届け出る。また、毎年9月30日における原子力防災資機材の備え付けの現況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。 (2) その他の防災資機材 a. 地域・業務本部総務部長、経営本部人事部長、 <u>濃縮運転部長</u> 、安全管理部長及び濃縮計画部長は、	本部安全推進部長は、別表7に示す原子力防災資機材に関して次の措置を講じる。 (a)必要数量を確保するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。なお、非常用通信機器については、連絡先又は連絡先の番号に変更があった場合、これを更新し常に使用可能な状態にする。 (b)不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保する。 b. 社長は、原子力防災資機材を備え付けたときは、様式5に定める届出書により、内閣総理大臣、	(原子力防災資機材の管理者の役職名を「濃縮運転部長」から「濃縮保全部長」へ読み替える。また、「安全管理部長」から「放射線管理部長」へ読み替える。)

- 別表8に示すその他の防災資機材に関して、必要な数量を確保するとともに、定期的に保守点検を 行い、常に使用可能な状態に整備する。
- b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保す
- (3) 全社におけるその他原子力防災関連資機材等の整備
 - a. 安全・品質本部安全推進部長は、別表9に示す全社対策本部室の原子力防災関連資機材及び別表 10 に示す原子力事業所災害対策支援拠点のその他の防災資機材を確保するとともに、定期的な保守 点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
 - b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保す

職制の改正による役 職名の変更に伴う読 み替え

(その他の防災資機 材の管理者の役職名 を「濃縮運転部長」か ら「濃縮運転部長、濃 縮保全部長」へ読み替 える。また、「安全管 理部長」から「放射線 管理部長」へ読み替え る。)

- - び濃縮計画部長は、別表8に示すその他の防災資機材に関して、必要な数量を確保するとともに、 定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
 - b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保す
- (3) 全社におけるその他原子力防災関連資機材等の整備
 - a. 安全・品質本部安全推進部長は、別表9に示す全社対策本部室の原子力防災関連資機材及び別表 10 に示す原子力事業所災害対策支援拠点のその他の防災資機材を確保するとともに、定期的な保守 点検を行い、常に使用可能な状態に整備する。
 - b. 不具合を認めた場合は、速やかに修理するか又は代替品を補充することにより必要数量を確保す

「濃縮・埋設事業所 濃縮事業部	原子力事業者防災業務計画」 読み替え表 (3/4)	
現行	読み替え後	理 由
第4節 原子力防災活動に必要な資料の整備	第4節 原子力防災活動に必要な資料の整備	
1. 緊急時対策所、全社対策本部室等に備え付ける資料 安全・品質本部環境管理センター長、経営本部人事部長、濃縮運転部長、安全管理部長及び安全・品質本部安全推進部長は、別表 11 に定める原子力防災活動で使用する資料を緊急時対策所に備え付ける。また、全社対策本部室及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料については、安全・品質本部安全推進部長に送付する。 安全・品質本部安全推進部長は、送付された資料を全社対策本部室に備え付ける。 なお、安全・品質本部環境管理センター長、経営本部人事部長、濃縮運転部長、安全管理部長及び安全・品質本部安全推進部長は、これらの資料について定期的に見直しを行う。	品質本部安全推進部長は、別表 11 に定める原子力防災活動で使用する資料を緊急時対策所に備え付ける。また、全社対策本部室及び原子力事業所災害対策支援拠点に備え付ける資料については、安全・品質本部安全推進部長に送付する。 安全・品質本部安全推進部長は、送付された資料を全社対策本部室に備え付ける。	職名の変更に伴う読
2. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料 社長は、別表 11 に定める資料を緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。) に備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。	2. 緊急事態応急対策等拠点施設に備え付ける資料 社長は、別表 11 に定める資料を緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。) に備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。	
3. オフサイトセンター(事業者ブース)に備え付ける資料 原子力防災管理者は、オフサイトセンター事業者ブースにおいて使用する資料を別表 11 のとおり備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。 なお、オフサイトセンター事業者ブースに備え付ける資料には、内閣総理大臣に提出する資料を含めることとする。	え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。	
4. 原子力規制庁緊急時対応センター(事業者ブース)に備え付ける資料 原子力防災管理者は、原子力規制庁緊急時対応センター事業者ブースにおいて使用する資料を別表 11 のとおり備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。	4. 原子力規制庁緊急時対応センター(事業者ブース)に備え付ける資料 原子力防災管理者は、原子力規制庁緊急時対応センター事業者ブースにおいて使用する資料を別表 11 のとおり備え付ける。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。	
第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置	第4章 第1次緊急時態勢発令時の措置	
第1節 特定事象発見時の通報	第1節 特定事象発見時の通報	
1. 連絡責任者への通報 担当課長は、別表2に示す特定事象の発生を認めたときは、連絡責任者及び社内関係箇所に通報する。 なお、埋設事業部の原子力防災管理者からの依頼により、別表2に示す特定事象のうち「敷地境界 放射線量上昇」による特定事象の発生の際は、ウラン濃縮工場濃縮運転部運転課長は、埋設事業部の 担当課長へも通報する。	1. 連絡責任者への通報 担当課長は、別表2に示す特定事象の発生を認めたときは、連絡責任者及び社内関係箇所に通報する。 なお、埋設事業部の原子力防災管理者からの依頼により、別表2に示す特定事象のうち「敷地境界放射線量上昇」による特定事象の発生の際は、ウラン濃縮工場濃縮運転部運転管理課長は、埋設事業部の担当課長へも通報する。	職制の改正による役職名の変更に伴う読み替え

理由

別表 5	副原子力防災管理者の職位と代行順位

現行

	職位	代行順位**1
	濃縮事業部長代理	1
副原子 力防災	ウラン濃縮工場長	2
管理者 ※2	ウラン濃縮工場 濃縮運転部長	3
	ウラン濃縮工場 施設部長	4

【注 記】

※1:原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。

※2:組織改正等により職位が廃止となる場合は、当該職位を除外し、代行順位を繰り上げるものとする。

別表 5	副原子力防災管理者の職位と代行順位
カリイター()	- HIBE T 7 1971/82 E 28/19 V 7 HKIV 7 1 V 1 HIBIV

読み替え後

	職 位	代行順位*1
	濃縮事業部長代理	1
副原子 力防災	ウラン濃縮工場長	2
管理者 ※2	ウラン濃縮工場 濃縮運転部長	3
	ウラン濃縮工場 濃縮保全部長	4

【注 記】

※1:原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。

※2:組織改正等により職位が廃止となる場合は、当該職位を除外し、代行順位を繰り上げるものとする。

職制の改正による役職名の変更に伴う読み替え